

お知らせ ご案内

20歳の誕生日を迎えた方へ
町民税務課 戸籍年金係
☎52 2145

現在の年金制度では、日本にお住まいの20歳から60歳までのすべての方が、何らかの公的年金制度に加入することになっています。社会保険事務所では、20歳になる方に国民年金に加入するための届出用紙を郵送しています。現在、お勤めの会社で社会保険に加入している方、社会保険に加入している方に扶養されている配偶者、留学などで海外にお住まいの方以外は、国民年金第1号被保険者として、誕生日を迎えた月から国民年金に

加入することになりますので、届出用紙と印鑑を持参のうえ、役場町民税務課の窓口で加入手続きをしてください。

手続きをした後に、社会保険事務所から年金手帳と国民年金保険料の納付案内書が郵送されます。国民年金保険料は、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどから納めていただくこととなります。

事情により保険料を納めることが難しい場合は、「保険料の納付免除」の制度がありますので、加入手続きの際に窓口係員に申し出てください。

また、現在学生であるために保険料を納めることが難しい方は、学生のための納付猶予制度があります。郵送された「学生納付特例申請書」に学生証のコピーか、在学証明書を添えて窓口へ提出してください。不明な点は、旭川社会保険事務所の国民年金担当係
☎0166271611
にお問い合わせてください。

浄化槽の法定検査を受 検しましょう

町民税務課 環境衛生係
☎52 2145

平成18年2月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者（設置者）に対する罰則（30万円以下の過料）などが新たに規定されます。

法定検査の受検は、浄化槽の点検、調整、修理などを行う「保守点検」、浄化槽内に生じた汚泥などの引き出し、関連装置・機器類の洗浄、清掃などを行う「清掃」と同様に法律で浄化槽管理者に義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるか確認のために不可欠な検査なので、次のことに注意をして、必ず受検しましょう。

- ・法定検査は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月間に受検する法第7条検査（浄化槽設置後

- 検査）と毎年1回受検する法第11条検査（定期検査）があります。
- ・法定検査は、都道府県知事が指定した検査機関（北海道では、「社団法人北海道浄化槽協会」）で受検することが義務付けられています。
- ・浄化槽管理者に「法定検

査は受検しなくても良い」などと間違った情報の一部流れているようですので、ご注意ください。詳しくは、道庁環境生活部環境室環境保全課水道グループ（☎0112045192）までお問い合わせください。

リサイクルQコーナー



お譲りします！

【お譲りします】
エレクトーン / ベビーラック / 子ども用イス(食卓用) / コーヒーメーカー / スキーウェア(100cm・男児用) / 丹前 / 調乳ポット / 歩行器

【お譲りください】
バスタオル / 幼児・児童(0~12才)向けの本 / 幼児・児童(0~12才)向けのビデオテープ

お譲りください！

問い合わせ・ご連絡先
企画商工課(広報広聴係) ☎52-2115